

総務委員会資料

平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成31年2月8日
総務企画局

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号 (福祉業務等手当)</p> <p>第4条 福祉業務等手当は、次に掲げる業務に従事した職員(規則で定める職員に限る。)に支給する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項</u>に規定する児童相談所における児童の一時保護等の業務</p> <p><u>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条</u>に規定する精神保健福祉センターにおける精神障害者の福祉に関する指導等の業務</p> <p><u>(3) 前2号</u>に規定する施設に準ずる福祉施設における児童、障害者等の福祉に関する指導等の業務</p> <p><u>(4) 区役所等</u>における児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険、生活保護その他の福祉に関する指導等の業務</p> <p><u>(5) 精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務</u></p> <p>2 福祉業務等手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第4号</u>までに掲げる業務 従事した日1日につき350円</p> <p>(2) <u>前項第5号</u>に掲げる業務 移送1件につき140円 (夜間特殊業務手当)</p> <p>第5条 夜間特殊業務手当は、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる</p>	<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号 (福祉業務等手当)</p> <p>第4条 福祉業務等手当は、次に掲げる業務に従事した職員(規則で定める職員に限る。)に支給する。</p> <p><u>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「児童福祉施設」という。)</u>における児童の養護等の業務</p> <p><u>(2) 児童福祉法第12条</u>に規定する児童相談所における児童の一時保護等の業務</p> <p><u>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条</u>に規定する精神保健福祉センターにおける精神障害者の福祉に関する指導等の業務</p> <p><u>(4) 前3号</u>に規定する施設に準ずる福祉施設における児童、障害者等の福祉に関する指導等の業務</p> <p><u>(5) 区役所等</u>における児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険、生活保護その他の福祉に関する指導等の業務</p> <p><u>(6) 精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務</u></p> <p>2 福祉業務等手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第5号</u>までに掲げる業務 従事した日1日につき350円</p> <p>(2) <u>前項第6号</u>に掲げる業務 移送1件につき140円 (夜間特殊業務手当)</p> <p>第5条 夜間特殊業務手当は、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げる業務に従事した職員（規則で定める職員に限る。）に支給する。</p> <p>(1) <u>児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設等</u>における児童の保護等の業務</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）等における設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務</p> <p>(3) 消防署等における通信受付の業務</p> <p>2 夜間特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる業務 勤務1回につき3,000円</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 勤務1回につき650円</p>	<p>次に掲げる業務に従事した職員（規則で定める職員に限る。）に支給する。</p> <p>(1) <u>児童福祉施設等</u>における児童の保護等の業務</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）等における設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務</p> <p>(3) 消防署等における通信受付の業務</p> <p>2 夜間特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる業務 勤務1回につき3,000円</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 勤務1回につき650円</p>